

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-5
許認可等の種類	完成検査証の交付			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第20条			
許認可等の概要	<p>高圧ガスの製造、貯蔵又は製造施設の変更、貯蔵所の変更の許可を受けた者は、当該施設の変更の工事を完成したときは、知事が行う完成検査を受けなければならない。</p> <p>ただし、指定保安検査機関が行う完成検査を受け、その旨を知事に届け出た場合又は、認定完成検査実施者が検査の記録を知事に届け出た場合はこの限りでない。</p>			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (基本通達 平成26年7月14日付 20140625商局第1号) 2 都道府県から通商産業省への照会及びそれに対する回答 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 3 高圧ガス保安法、同法関係政省令、告示等に関する個別通達 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>製造30日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁20日)</p> <p>貯蔵20日(処分庁20日)</p>			
期間の制定根拠	過去の実績より			